

## 令和8年第3回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月6日(金) 午後2時00分～午後3時20分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第10号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第11号  
農地法第4条の規定による許可申請について
  - ・議案第12号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第13号  
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について

6. 農業委員会事務局職員	
事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
振興係長	榑田 敏史
振興係職員	並木 菜月
振興係職員	松本 愛菜
浜玉市民センター主査	小楠 裕美
巖木市民センター係長	富田 浩之
相知市民センター主査	徳島 千恵
北波多市民センター職員	吉田 幸司
七山市民センター主査	内田 昭一

## 7. 審議の内容

事務局長	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は全員出席となっております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長の挨拶)</p>
山崎正廣会長 (議長)	<p>それではただいまより令和8年第3回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に16番能隅良子委員、議席番号17番吉田哲委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。</p>
事務局長	<p>それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について6件、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について3件、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について18件、議案第13号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画(賃借権等)について1件、計28件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。</p> <p>また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。</p>

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第10号から第13号までの4議案28件でございます。なお傍聴される方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。

それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田7筆、面積は合計で3,903平方メートルです。現況は、ハウス付きの休耕地になっております。目的は、鶏糞二次乾燥施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着する計画です。

行政関係の手続きについて、地域権者の同意、埋蔵文化財

発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および既存ハウスからの越流水は南および西側の既存水路へ接続放流させ、汚水については仮設トイレで汲取り対応する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここは長い間栽培されてなくて、荒れ放題になったハウスでしたので、利用されることになったことは良いことだと私は思っております。皆さんも何も問題ないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2 6 7 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはコンクリートブロックを新設、南および西側はセットバックを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設の雨水枡を介して西側道路の既存道路

側溝へ接続放流させ、汚水も敷地内に新設する排水管を介して南側道路の公共下水道に接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 はい。3月3日に中部調査会のほうで現地確認を行い、周辺は住宅地、駐車場で、しかたがないだろうと中部調査会のほうで確認をしております。皆さんの審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員よって本案は可決しました。

次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は136平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大50センチの盛土を施し、整地し、南および西側にはコンクリートブロックを新設、東側は既存の擁壁を利用して土留めを行い、北側宅地より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北西側の既設の水路へ放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は16番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。  
す。

能隅良子委員 16番能隅です。3月1日の日に南部調査会のほうで現地を見に行きました。もともとこの方の家が宅地いっぱい建っていて、年寄り夫婦のときはそれほど車がなかったので、1台ぐらい止められれば十分でしたが、若夫婦が入られて車の台数が増えました。現地を見に行きましたけれども、しかたがないだろうということでした。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は58平方メートルです。現況は、家庭菜園の様相となっております。目的は、

宅地拡張です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側はコンクリートブロックを新設し、同時申請地である南側の駐車場転用予定地の通路および農機具置場とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および既設の雨水枡を介して北側道路側溝へ放流し、汚水は既設の浄化槽で処理されている状況です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は16番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

能隅良子委員 はい。16番能隅です。この件については先ほどの整理番

号3番の件と一緒にございまして、図面のとおり、先ほどの3番の申請地の分をしようとすれば、どうしてもこの畑までしないとできないようになっているんですね。畑も狭い家庭菜園の畑ですので、これもしかたがないだろうということで見えてまいりました。以上です。よろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で229平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。

い。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資審査結果連絡書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物、里道占用、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大80センチの盛土を施し、整地し、北および東側にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、南側より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は敷地内に新設する雨水枡を介して南側の既存道路側溝へ放流させ、汚水も敷地内に新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道に接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

山口正則委員 6番山口です。3月1日の日に南部調査会で現地確認を行いました。その結果、申請地の周りは畑で何も問題ないだろ

うということでした。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1 7 1 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場および管理用道路です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手

する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の既存道路側溝へ放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 13番袈裟丸です。3日の日にこの現場を見に行きました。もう既存の施設がありまして、そこに進入路ということで今回の申請が出ております。皆様方のご審議をお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集3ページ、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の3ページ、整理番号1番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で646平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、宅地拡張です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目などについては、資料図の19ページから21ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、許可が必要なことを知らずに昭和63年頃から宅地の一部として利用されており、そのことについての顛末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで現状のまま利用、管理される計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。

許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。東部調査会で3月4日の日に現地の確認をしていただきました。既に宅地として利用されているものでございます。ここは先ほど事務局からありましたように、都市計画法で言う用途地域ということになってございます。そういうことで今回このような手続きを遅ればせながらしていただけたという内容になっているものでございまして、特に問題はないだろうということでございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集3ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案

書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,400平方メートルのうち0.245平方メートルです。この転用は、支柱部分のみの面積となっております。現況は、雑種地となっております。目的は、営農型太陽光発電設備、一時転用です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の22ページから24ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、平成30年度に一時転用の許可を受けて以来設置、売電を継続されており、パネル下ではシイタケを栽培されています。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、継続して現状のまま利用し、東側道路から出入口とされています。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

大場將夫委員

5番大場です。3月4日の日に東部調査会で現地を見に行ってきました。草の管理もしてあるし、何も問題はないかという話でした。ご審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集3ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は57平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の25ページから27ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘の協議がなさ

れています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 はい。17番吉田です。3日の日に確認にまいりまして、住宅の中の小さな農地でして、周りは全部住宅ですので、何も問題はないだろうということでした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集4ページ、議案第12号農地法第3条の規定に

よる許可申請について整理番号1番から議案集8ページの整理番号18番までを議題とします。この18件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページ以降をご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が17件、賃借権設定に関する案件が1件で、合計18件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから10ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

補足説明ですが、今回の案件は耕作上の利便による近隣農地の取得をする案件と、社会福祉法人が食育等の目的で取得する案件、法人が解除条件付きで賃借権を設定する案件が1件あります。

その1件が茶畑を葉の採取ではなく、茶の実から搾油し、化粧品の原料とする唐津市のコスメティック事業の推進に寄与するというで聞いております。

また、近隣市の方が購入される案件がありますが、伊万里市の所有地を耕作されており、より近い農地を購入して規模を拡大し、自分の経営する伊万里市の法人にて販売するため、

自然薯の栽培を行いたいと言われておりました。

以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

ここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開時間を15時5分とします。

~~~~~○~~~~~

14時55分 休憩

15時10分 再開

~~~~~○~~~~~

議長

それでは会議を再開したいと思います。議案集9ページ、議案第13号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について筆番号1番から議案集16ページの筆番号130番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させ

振興係長

ます。

はい。議案書9ページ、説明をいたします。筆番号1番から130番まで賃借権契約または使用貸借契約に関する案件でございます。契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。受け手の情報は、お手元の調査書1ページから19ページまでをご覧ください。すべての案件について農地中間管理事業法第18条第5項各号の判断要件を満たしているものと考えられます。以上で説明を終わります。

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

以上をもちまして議案第10号6件、議案第11号3件、議案第12号18件、議案第13号1件、計4議案28件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間にわたってのご審議をいただきまして誠にありがとうございました。